

お知らせ

資料提供先：鳥取県政記者会  
鳥取市政記者クラブ

## 千代川の伐採木を無償配布します

～木材資源を有効活用（燃料、キノコ栽培、ガーデニング等）してみませんか～

鳥取河川国道事務所では、千代川で伐採した樹木について、木材資源の有効活用の観点から、希望者に無償配布致します。

### 【配布日時・場所・募集人数】

日時：令和 元年 7月10日（水） 10時～ ※小雨決行

※防災体制になった場合、配布日について別途調整します

場所：鳥取市円通寺地先 千代川右岸 千代川倉田緑地横

募集人数：25名程度（先着順）

### 【申込方法】

無償配布希望者は、『千代川河川内伐採木 引取申請書』（本資料の別紙）に必要事項を記入のうえ、下記の方法でお申し込み下さい。

申込期限：令和 元年 6月26日（水）12：00まで

※募集人数に達した場合は期限前に締め切ります。

申込み先：鳥取河川国道事務所河川管理課 岩田、高橋

Fax：0857-29-1859, E-mail：sendairiver@cgr.mlit.go.jp

FAXか電子メール（電話及び直接持参しての申し込みは受け付けません）  
で申し込んで下さい。

なお、申し込みの可否はFAXまたはメールで連絡します。

### ※注意事項

- ・同一人物による別名義を使用した複数のお申し込みはお止め下さい。
- ・申請は先着順のため申し込み時間が正確に分からない電話及び直接持参しての申し込みは受け付けません。
- ・配布場所は工事中の場所のため、7月10日以外の日での伐採木の引取はできません。

その他詳細は、別添【お知らせ】を参照ください。

<問い合わせ先>

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

副所長（河川） はまだ 浜田 けんいち 健一

【担当】 河川管理課長 いわた 岩田 てるき 輝貴

TEL 0857-22-8435（代表）

FAX 0857-29-1859

## 【お知らせ】

### 千代川で伐採した樹木を無償配布します。

国土交通省鳥取河川国道事務所では、千代川で伐採した樹木について、木材資源の有効活用の観点から希望者に無償で配布します。

#### ■配布日時・場所

日時：令和 元年 7月10日（水） 10時～ 小雨決行

※防災体制になった場合、別途調整します

※配布場所は工事施工中の場所のため、7月10日以外の日での伐採木の引取はできません。

場所：鳥取市円通寺地先 千代川右岸 千代川倉田緑地横  
（詳細は、別添「7/10 千代川 伐採木配布場所」を参照願います）



（伐採木について）

- ・伐採木は全体で約500本、1.5m程度に切りそろえており、樹種はヤナギ類が多いです。
- ・伐採木は砂がなるべくついていないものを用意していますが、砂がついている場合があります。
- ・伐採木は大きい物で直径30cm程度あり、表面には多少キズがついています。

※当該伐採木の採取について、河川法（昭和39年法律第167号）第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13号第1項に定める申請をして頂きます（別紙『千代川河川内伐採木 引取申請書』）。

#### ■引き渡し条件・注意事項

- ①伐採木の引き渡しは受付に来られた順番に配布します。また申し込みを受け付けた方には引取確認書をメールまたはFAXで送りますので、受付時に引き替えますので当日必ずご持参下さい。
- ②各個人にて、配布場所での積み込み・切り揃え・運搬作業を行って下さい。積み込み・切り揃え・運搬時の事故については、国土交通省は一切責任を持ちません。
- ③伐採木の引き渡しは再利用による有効活用を目的としており、営利目的の転売は禁止します。
- ④違法行為（不法投棄等）の無いよう、各自の責任において適切に管理して下さい。
- ⑤引き渡し後の返却には応じることができません。
- ⑥配布量に限りがあるため、お一人様あたり20本程度とさせていただきます。
- ⑦大きな車両は進入が困難です。車両は「軽トラック」程度まででお願いします。
- ⑧現地の誘導員やスタッフの指示に従ってください。
- ⑨進入禁止としている場所へは立ち入らないでください。
- ⑩後続の方の迷惑にならないよう、駐停車箇所にはご注意ください。
- ⑪「引取申請書」の注意事項への同意が無い方、あるいは参加資格に合致しない方には伐採木の引き渡しはできません。

#### ■詳細についての問合せ先（9:00～17:00。ただし、土日、祝日を除きます）

鳥取河川国道事務所河川管理課 電話(直通):0857-29-1966（担当：岩田、高橋）

別紙

千代川河川内伐採木 引取申請書

令和 元年 月 日

国土交通省 鳥取河川国道事務所  
河原出張所長 殿

申請者氏名 \_\_\_\_\_

千代川の河川工事で発生した伐採木を当方で引き取りたく申請します。

受取日時 : 令和 元年 7月10日 (水) 10:00~

伐採木の使用目的 : 燃料・キノコ栽培・ガーデニング材料・その他 ( )  
(○印をお付け下さい)

申請者連絡先 住所 \_\_\_\_\_

電話番号 (その他連絡がとれるもの) \_\_\_\_\_

電子メールまたはFAX番号 \_\_\_\_\_

※個人情報の取扱について

記載頂いた情報は、伐採木の無償配布の目的にのみ使用します。その他の用途に利用することは一切ありません。

【注意事項】

- ・積み込み・運搬は申請者にて行って下さい。
- ・伐採木は申請者が利用し、転売・営利目的に使用しないで下さい。
- ・引取後の伐採木は申請者の責任により適切に管理して下さい。
- ・積み込み・運搬時ならびに、提供後の伐採木使用において発生した事故等に関して、国土交通省は一切の責任を負うことは出来ません。
- ・引き渡し後の返却に応じることは出来ません。

以上のことを確認のうえ、内容に 「同意する」 「同意しない」 (○印をお付け下さい)

■参加資格の合致状況 (該当する項目の□にレ点を記入願います)

- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

■アンケート欄

- ・伐採木の提供について、今回の配布情報はどのように知りましたか？

- ・今後希望する時期、提供方法に関する要望など

注意事項に同意しない者、参加資格の合致状況全てにレ点が無い者に対しては引き取りを認めません。

# 7 / 1 0 千代川 伐採木配布場所



(地図出典：国土地理院ホームページ電子国土Webをもとに鳥取河川国道事務所作成)

# 7 / 1 0 千代川 伐採木配布場所



国道53号からの  
入口

倉田緑地をみて上  
流（河原側）に曲  
がると堤防道路へ  
進む



堤防道路を進んで  
行く



堤防道路を進んで  
行くと左側（国道  
53号側）に伐採  
木配布場所